

# モラル・マナー向上ポスターデザインを募集します

## 1 募集概要

福岡市では、「人に優しく安全で快適なまち福岡をつくる条例」(通称モラル・マナー条例)に基づき、市民の皆さんや企業・団体と一体となってモラル・マナーの向上に取り組むことにしています。

そこで、その一環として、モラル・マナー向上に対する関心や理解を深めるためのポスターデザインを募集します。

受賞作品は、市役所や公共空間での掲示を始めとしたモラル・マナー向上の啓発に広く活用させていただきます。

## 2 応募規定

### ■ 応募資格

福岡市内の大学、短大、専門学校、高等学校に在籍する学生

### ■ テーマ

モラル・マナー向上キャッチフレーズ“モラルをマメル。ミライをツクル。”をポスター内に挿入し、福岡市の皆さんに、モラル・マナー全般の向上を呼びかけるもの。

【福岡市における主なモラル・マナー向上の取組み】

- 自動車・自転車運転者のマナー啓発（迷惑駐車・違法駐輪対策、自転車安全利用等）
- 喫煙マナーの啓発（歩行喫煙防止対策、路上禁煙地区の周知等）
- 落書きの禁止
- 環境に関すること（空き缶・たばこ・ガム等のポイ捨て防止等）
- 違反広告物等に関すること（違反広告物・道路不法占有の撤去等）
- 動物飼育に関すること（動物愛護、散歩マナー等）
- 地下鉄の乗車マナー啓発

### ■ 応募作品

- (1) B2縦（728×515 mm）のサイズで作成してください。
- (2) キャッチフレーズ「モラルをマメル。ミライをツクル。」の文字を入れてください。
- (3) 未発表かつ応募者本人が製作したオリジナル作品に限ります。
- (4) 1人2作品まで応募できます。

## 3 応募方法

原寸大（B2）に出力した作品の裏面に、応募申込書【別紙】を貼り付け、下記提出先に持参又は郵送でご提出ください。

作品は A3 サイズ出力したものを貼り合わせでも問題ありません。手書きの原本は不可です。

○期 間：平成 29 年 1 月 16 日（月）～2 月 20 日（月）まで（必着）

○提出先（運営事務局）：特定非営利活動法人 FUKUOKA デザインリーグ

〒815-0033 福岡市南区大橋 1-3-2 九州大学大橋サテライト内

連絡先（TEL）092-551-0825

（FAX）092-405-0825

※持参の場合は、平日 10 時～19 時の間にお越しください。

#### 4 賞及び副賞

【最優秀賞】 1 作品（図書券2万円分）

【優秀賞】 2 作品（図書券1万円分）

#### 5 審査

審査員による審査を実施し、入賞作品を決定します。

【審査員】 FUKUOKA デザインリーグ理事 3名  
福岡市職員 2名

#### 6 発表

平成29年3月中旬頃

※受賞者本人にご連絡します。

#### 7 その他

- (1) 受賞作品の著作権は、主催者である福岡市に帰属するものとします。また、福岡市が印刷物やホームページ等に自由に使用できるものとします。
- (2) 受賞作品の使用にあたっては、必要に応じて微調整・修整を依頼することがございますので、その際はすみやかにご対応ください。
- (3) 受賞者は、原寸大のデザインデータ（illustrator 及び PDF 形式の両方）を保存した CD-R の提出をお願いします。
- (4) 他人の著作権、名誉、プライバシー、その他の権利を侵害しないものに限りします。
- (5) 公序良俗その他法令の規定に反するもの、誹謗中傷を含むもの、著作権や商標権、その他の第三者の権利を侵害しているものは、審査の対象外となります。また、表彰後であっても、これらの条件に違反していたことが判明した場合は、表彰を取り消します。また、デザインが類似と認められる場合も表彰を取り消すことがあります。
- (6) 応募申込書の記載に虚偽が判明した場合、審査の対象外となります。また、表彰後に判明した場合、表彰を取り消すことがあります。
- (7) 応募者の反社会的勢力の活動を助長する行為が判明した場合、審査の対象外となります。また、表彰後に判明した場合は、表彰を取り消します。
- (8) 上記(5)(6)(7)による取消の結果発生する、第三者とのトラブル・損害等について、福岡市では対応いたしません。また、取消により福岡市に損害が発生する場合、その損害は応募者に負担していただきます。
- (9) 審査経過や結果に関する問い合わせには応じかねます。
- (10) 応募者の個人情報 は本事業に限り使用します。
- (11) 応募作品の返却は行いません。

#### 8 問い合わせ先

福岡市市民局生活安全課 担当 野中、宮川（092-711-4061）